

昭和四十六年総理府・通商産業省令第二号

水質汚濁防止法施行規則

水質汚濁防止法第五条、第六条、第七条、第十四条第一項及び第十八条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、水質汚濁防止法施行規則を次のように定める。

(用語)

第一条 この省令で使用する用語は、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号。以下「法」という。)及び水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号。以下「令」という。)で使用する用語の例による。

(科学技術に関する研究等を行う事業場)

第一条の二 令別表第一第七十一号の二の環境省令で定める事業場は、次に掲げる事業場とする。

- 一 国又は地方公共団体の試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。)
二 大学及びその附属試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。)
三 学術研究(人文科学のみに係るものを除く。)又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所(前二号に該当するものを除く。)
四 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
五 保健所
六 検疫所
七 動物検疫所
八 植物防疫所
九 家畜保健衛生所
十 検査業に属する事業場
十一 商品検査業に属する事業場
十二 臨床検査業に属する事業場
十三 犯罪鑑識施設
(湖沼植物プランクトン等の著しい増殖をもたらすおそれがある場合)
第一条の三 燐に係る令第三条第一項第十二号の環境省令で定める場合は、燐を含む水が工場又は事業場から次に掲げる公共用水域に排出される場合とする。
一 水の滞留時間が四日間以上である湖沼(水の塩素イオン含有量がリットルにつき九〇〇ミリグラムを超えること、特殊なダムの操作が行われることその他の特別の事情があるものを除く。)

二 次に掲げる算式により計算した値が一・〇以上である海域(湖沼であつて水の塩素イオン含有量がリットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを除く。以下この号において同じ。)その他の水が滞留ししやすい海域

√S・D1 / W・D2

(この式において、S、W、D1及びD2は、それぞれ次の値を表すものとする。
S 当該海域の面積(単位 平方キロメートル)
W 当該海域と他の海域との境界線の長さ(単位 キロメートル)
D1 当該海域の最深部の水深(単位 メートル)
D2 当該海域と他の海域との境界における最深部の水深(単位 メートル)

三 第一号に掲げる湖沼又は前号に掲げる海域に流入する公共用水域
四 窒素に係る令第三条第一項第十二号の環境省令で定める場合は、窒素を含む水が工場又は事業場から次に掲げる公共用水域に排出される場合とする。
一 前項第一号に掲げる湖沼のうち、水の窒素含有量が水の燐含有量で除して得た値が二〇以下であり、かつ、水の燐含有量がリットルにつき〇・〇二ミリグラム以上であること
その他の事由により窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となるもの
二 前項第二号に掲げる海域
三 第一号に掲げる湖沼又は前号に掲げる海域に流入する公共用水域
(法第四条の五第一項の環境省令で定める規模)
第一条の四 法第四条の五第一項の環境省令で定める規模は、一日当たりの平均的な排出水の量(以下「日平均排水量」という。)が五十立方メートルであるものとする。

(総量規制基準)
第一条の五 法第四条の五第一項の総量規制基準は、化学的酸素要求量については次に掲げる算式により定めるものとする。
L c c c ・ Q c x 1 0 1 3

(この式において、Lc、Cc及びQcは、それぞれ次の値を表すものとする。
Lc 排出が許容される汚濁負荷量(単位 一日につきキログラム)
Cc 都道府県知事が定める一定の化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)
Qc 特定排水(排水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用された水であつて、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のものをいう。以下同じ。)の量(単位 一日につき立方メートル)
法第四条の五第二項の総量規制基準は、化学的酸素要求量については次に掲げる算式により定めるものとする。
L c c i (C c j ・ Q c j + C c i ・ Q c i + C c o ・ Q c o) x 1 0 1 3
(この式において、Lc、Cc j、Cc i、Cc o、Qc j、Qc i及びQc oは、それぞれ次の値を表すものとする。
Lc 排出が許容される汚濁負荷量(単位 一日につきキログラム)
Cc j 都道府県知事が定める一定の化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)
Cc i 都道府県知事が定める一定の化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)
Cc o 都道府県知事が定める一定の化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)
Qc j 都道府県知事が定める日以後に特定施設又は構造等の変更により増加する特定排水の量(当該都道府県知事が定める日以後に設置される指定地域内事業場に属する場合にあつては、特定排水の量)(単位 一日につき立方メートル)
Qc i 都道府県知事が定める日以前からQc jの都道府県知事が定める日以前までの間に設置される指定地域内事業場に属する場合にあつては、特定排水の

量(Qc jを除く。)(単位 一日につき立方メートル)
Qc o 特定排水の量(Qc j及びQc iを除く。)(単位 一日につき立方メートル)
第一条に規定するCc並びに前項に規定するCc j、Cc i及びCc oの値(以下この項において「Cc等の値」という。)は、環境大臣が定める業種その他の区分ごとに環境大臣が定める範囲内において、当該環境大臣が定める業種その他の区分(都道府県知事がこれを更に区分した場合にあつては、その区分。以下「化学的酸素要求量に係る業種等」という。)ごとに定められるものとする。ただし、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出水を出す指定地域内事業場に属する場合であつて、当該環境大臣が定める範囲内においてCc等の値を定めることが適当でない認められ、かつ、都道府県知事が化学的酸素要求量に係る業種等ごとにCc等の値を別に定めたときは、この限りでない。
4 一の指定地域内事業場が二以上の化学的酸素要求量に係る業種等に属する場合における当該指定地域内事業場に属する法第四条の五第一項又は第二項の総量規制基準は、当該化学的酸素要求量に係る業種等ごとに第一項又は第二項に掲げる算式により算定した値を合計した汚濁負荷量として定めるものとする。
第一条の六 法第四条の五第一項の総量規制基準は、窒素含有量については次に掲げる算式により定めるものとする。
L n i i C n ・ Q n x 1 0 1 3
(この式において、Ln、Cn及びQnは、それぞれ次の値を表すものとする。
Ln 排出が許容される汚濁負荷量(単位 一日につきキログラム)
Cn 都道府県知事が定める一定の窒素含有量(単位 リットルにつきミリグラム)
Qn 特定排水(排水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用された水であつて、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のものをいう。以下同じ。)の量(単位 一日につき立方メートル)
法第四条の五第二項の総量規制基準は、窒素含有量については次に掲げる算式により定める

ものとする。
L c c c ・ Q c x 1 0 1 3

L n l l (C n i ・ Q n i + C n o ・ Q n o) × 1 0 ⁻³

(この式において、L n、C n i、C n o、Q n i及びQ n oは、それぞれ次の値を表すものとする。

L n 排出が許容される汚濁負荷量(単位:一日につきキログラム)

C n i 都道府県知事が定める一定の窒素含有量(単位:一リットルにつきミリグラム)

C n o 都道府県知事が定める一定の窒素含有量(前項の式において用いられる一定の値として定められたC nと同じ値とする。)(単位:一リットルにつきミリグラム)

Q n i 都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(当該都道府県知事が定める日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合)であつては、特定排出水の量(単位:一日につき立方メートル)

Q n o 特定排出水の量(Q n iを除く。)(単位:一日につき立方メートル)

3 第一項に規定するC n並びに前項に規定するC n i及びC n oの値は、環境大臣が定める業種その他の区分ごとに環境大臣が定める範囲内において、当該環境大臣が定める業種その他の区分(都道府県知事がこれを更に区分した場合)にあつては、その区分、次項において「窒素含有量に係る業種等」という。)ごとに定められるものとする。

4 一の指定地域内事業場が二以上の窒素含有量に係る業種等に属する場合における当該指定地域内事業場に係る法第四条の五第一項又は第二項の総量規制基準は、当該窒素含有量に係る業種等ごとに第一項又は第二項に掲げる算式により算定した値を合計した汚濁負荷量として定めるものとする。

第一条の七 法第四条の五第一項の総量規制基準は、りん含有量については次に掲げる算式により定めるものとする。
L p l l C p ・ Q p × 1 0 ⁻³
(この式において、L p、C p及びQ pは、それぞれ次の値を表すものとする。
L p 排出が許容される汚濁負荷量(単位:一日につきキログラム)
C p 都道府県知事が定める一定のりん含有量(単位:一リットルにつきミリグラム)

Q p 特定排出水(排出水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用された水であつて、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のものをいう。以下同じ。)の量(単位:一日につき立方メートル)

2 法第四条の五第二項の総量規制基準は、りん含有量については次に掲げる算式により定めるものとする。
L p l l (C p i ・ Q p i + C p o ・ Q p o) × 1 0 ⁻³
(この式において、L p、C p i、C p o、Q p i及びQ p oは、それぞれ次の値を表すものとする。
L p 排出が許容される汚濁負荷量(単位:一日につきキログラム)
C p i 都道府県知事が定める一定のりん含有量(単位:一リットルにつきミリグラム)
C p o 都道府県知事が定める一定のりん含有量(前項の式において用いられる一定の値として定められたC pと同じ値とする。)(単位:一リットルにつきミリグラム)

3 第一項に規定するC p並びに前項に規定するC p i及びC p oの値は、環境大臣が定める業種その他の区分ごとに環境大臣が定める範囲内において、当該環境大臣が定める業種その他の区分(都道府県知事がこれを更に区分した場合)にあつては、その区分、次項において「りん含有量に係る業種等」という。)ごとに定められるものとする。

4 一の指定地域内事業場が二以上のりん含有量に係る業種等に属する場合における当該指定地域内事業場に係る法第四条の五第一項又は第二項の総量規制基準は、当該りん含有量に係る業種等ごとに第一項又は第二項に掲げる算式により算定した値を合計した汚濁負荷量として定めるものとする。

第二条 法の規定による届出は、届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。
届出書の提出部数

(特定施設等の設置の届出)
第三条 法第五条第一項第九号の環境省令で定める事項は、排出水に係る用水及び排水の系統とする。

2 法第五条第二項第八号の環境省令で定める事項は、特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統とする。

3 法第五条第三項第六号の環境省令で定める事項は、有害物質使用特定施設にあつては、その施設において製造され、使用され、又は処理される有害物質に係る用水及び排水の系統、有害物質貯蔵指定施設にあつては、その施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統とする。

4 法第五条第一項、第二項及び第三項、第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定による届出は、様式第一による届出書によつてしなければならない。

5 法第六条第三項の規定による届出は、様式第二による届出書によつてしなければならない。

第四条から第六条まで 削除
第四條から第六條まで (有害物質を含むものとしての要件)

第六條の二 法第八条の環境省令で定める要件は、有害物質の種類ごとに環境大臣が定める方法により特定地下浸透水の有害物質による汚染状態を検定した場合において、当該有害物質が検出されることとする。
(氏名の変更等の届出)

第七條 法第十条の規定による届出は、法第五条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項、同条第二項第一号若しくは第二号又は同条第三項第一号若しくは第二号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては様式第五による届出書によつて、特定施設(指定地域特定施設を含む。以下同じ。)又は有害物質貯蔵指定施設の使用の廃止に係る場合にあつては様式第六による届出書によつてしなければならない。
(承継の届出)

第八條 法第十一条第三項の規定による届出は、様式第七による届出書によつてしなければならない。
(有害物質使用特定施設等に係る構造基準等)

第八條の二 法第十二条の四の環境省令で定める基準は、次条から第八条の七までに定めるところとする。
(施設本体の床面及び周囲の構造等)

第八條の三 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の本体(第八條の六に規定する地下貯蔵施設を除く。以下「施設本体」という。)が設置される床面及び周囲は、有害物質を含む水の地下への浸透及び施設の外への流出を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。ただし、施設本体が設置される床の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるものである場合にあつては、この限りでない。

一 床面は、コンクリート、タイルその他の不透水性を有する材料による構造とし、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不透水性を有する材質で被覆が施されていること。
ロ 防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置(以下「防液堤等」という。)が設置されていること。
二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
(配管等の構造等)

第八條の四 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備(有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「配管等」という。)は、有害物質を含む水の漏えい若しくは地下への浸透(以下「漏えい等」という。)を防止し、又は漏えい等があつた場合に漏えい等を確認するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。
一 配管等を地上に設置する場合は、次のイ又はロのいずれかに適合すること。
イ 次のいずれにも適合すること。
(1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。
(2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。
(3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りでない。
ロ 有害物質を含む水の漏えい目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること。

下貯蔵施設を除く。以下「施設本体」という。)が設置される床面及び周囲は、有害物質を含む水の地下への浸透及び施設の外への流出を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。ただし、施設本体が設置される床の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるものである場合にあつては、この限りでない。
一 床面は、コンクリート、タイルその他の不透水性を有する材料による構造とし、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不透水性を有する材質で被覆が施されていること。
ロ 防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置(以下「防液堤等」という。)が設置されていること。
二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
(配管等の構造等)

二 配管等を地下に設置する場合は、次のいずれかに適合すること。

(1) トレンチの中に設置されていること。

(2) (1) のトレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不透水性を有する材料によることとし、底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不透水性を有する材質で被覆が施されていること。

ロ 次のいずれにも適合すること。
(1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。

(2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。

(3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

ハ イ又はロに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
(排水溝等の構造等)

第八条の五 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「排水溝等」という。）は、有害物質を含む水の地下への浸透を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

一 次のいずれにも適合すること。
イ 有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。

ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。
ハ 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不透水性を有する材質で被覆が施されていること。

二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
(地下貯蔵施設の構造等)

第八条の六 有害物質貯蔵指定施設のうち地下に設置されているもの（以下「地下貯蔵施設」という。）は、有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

一 次のいずれにも適合すること。
イ タンク室内に設置されていること、二重殻構造であることその他の有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること。

ロ 地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、地下貯蔵施設が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

ハ 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。

二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
(使用の方法)

第八条の七 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法は、次の各号のいずれにも適合することとする。

一 次のいずれにも適合すること。
イ 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。

ロ 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。

ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合に、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。

二 前号に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数等を定めた管理要領が明確に定められていること。

第九条 法第十四条第一項の規定による排水又は特定地下浸透水の汚染状態の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一 排水の汚染状態の測定は、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項

のうち、様式第一別紙四により届け出たもの（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五條第一項の規定により特定施設（法第二条第二項に規定する特定施設に限る。）の設置の許可を受けた者にあつては瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則（昭和四十八年総理府令第六十一号）様式第一別紙四により申請したものを用い、法第五條第一項の規定に相当する鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の規定による法第二十三條第一項第一号、第四号又は第七号に規定する特定施設に係る許可若しくは認可を受け、又は届出をした者にあつては、当該許可若しくは認可の申請又は届出に係る書類に記載したものをいう。次号において同じ。）については一年に一回以上、その他のものについては一年に一回以上、その他のものについては必要に応じて行うこと。

二 前号の測定は、特定事業場の規模、特定地の汚染状態その他の事情により、有害物質のうち様式第一別紙九により届け出たものについて都道府県等が条例で前号に掲げる当該物質に係る測定回数より多い回数を定めたとき又はその他のものについて都道府県等が条例で測定回数を定めたときは、当該回数で行うこと。

三 前二号の測定は、排水基準の検定方法により行うこと。

四 特定地下浸透水の汚染状態の測定は、有害物質のうち様式第一別紙九により届け出たもの（法第五条第二項の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による法第二十三條第一項第一号、第四号又は第七号に規定する特定施設に係る許可若しくは認可を受け、又は届出をした者にあつては、当該許可若しくは認可の申請又は届出に係る書類に記載したものをいう。次号において同じ。）については一年に一回以上、その他のものについては一年に一回以上、その他のものについては必要に応じて行うこと。

五 前号の測定は、特定事業場の規模、特定地下浸透水の汚染状態その他の事情により、有害物質のうち様式第一別紙九により届け出たものについて都道府県等が条例で前号に掲げる当該物質に係る測定回数より多い回数を定めたとき又はその他のものについて都道府県等が条例で測定回数を定めたときは、当該回数で行うこと。

六 前二号の測定は、第六条の二の有害物質の種類ごとに環境大臣が定める方法により行うこと。

七 測定のための試料は、測定しようとする排水又は特定地下浸透水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取することとする。

八 測定の結果は、様式第八による水質測定記録表により記録すること。ただし、計量法（平成四年法律第五十一号）第七七条の登録を受けた者から様式第八の採水者、分析者及び測定項目の欄に記載すべき事項について証明する旨を記載した同法第百十條の二の証明書の交付を受けた場合（同法第七七条ただし書に定める者から当該証明書に相当する書面の交付を受けた場合を含む。）にあつては、当該事項の水質測定記録表への記載を省略することができる。

九 前号の測定の結果の記録は、当該測定に伴い作成したチャートその他の資料又は前号ただし書に定める証明書（計量法第七七条ただし書に定める者から交付を受けた当該証明書に相当する書面を含む。）とともに三年間保存すること。

第十条の二 法第十四条第二項の規定による排水の汚濁負荷量の測定及びその結果の記録は、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量については次の各号に定めるところにより行うものとする。

一 汚濁負荷量の測定は、環境大臣の定めるところにより、特定排水の化学的酸素要求

量、排水基準に定められた事項

のうち、様式第一別紙四により届け出たもの（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五條第一項の規定により特定施設（法第二条第二項に規定する特定施設に限る。）の設置の許可を受けた者にあつては瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則（昭和四十八年総理府令第六十一号）様式第一別紙四により申請したものを用い、法第五條第一項の規定に相当する鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の規定による法第二十三條第一項第一号、第四号又は第七号に規定する特定施設に係る許可若しくは認可を受け、又は届出をした者にあつては、当該許可若しくは認可の申請又は届出に係る書類に記載したものをいう。次号において同じ。）については一年に一回以上、その他のものについては一年に一回以上、その他のものについては必要に応じて行うこと。

二 前号の測定は、特定事業場の規模、特定地の汚染状態その他の事情により、有害物質のうち様式第一別紙九により届け出たものについて都道府県等が条例で前号に掲げる当該物質に係る測定回数より多い回数を定めたとき又はその他のものについて都道府県等が条例で測定回数を定めたときは、当該回数で行うこと。

三 前二号の測定は、排水基準の検定方法により行うこと。

四 特定地下浸透水の汚染状態の測定は、有害物質のうち様式第一別紙九により届け出たもの（法第五条第二項の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による法第二十三條第一項第一号、第四号又は第七号に規定する特定施設に係る許可若しくは認可を受け、又は届出をした者にあつては、当該許可若しくは認可の申請又は届出に係る書類に記載したものをいう。次号において同じ。）については一年に一回以上、その他のものについては一年に一回以上、その他のものについては必要に応じて行うこと。

五 前号の測定は、特定事業場の規模、特定地下浸透水の汚染状態その他の事情により、有害物質のうち様式第一別紙九により届け出たものについて都道府県等が条例で前号に掲げる当該物質に係る測定回数より多い回数を定めたとき又はその他のものについて都道府県等が条例で測定回数を定めたときは、当該回数で行うこと。

六 前二号の測定は、第六条の二の有害物質の種類ごとに環境大臣が定める方法により行うこと。

七 測定のための試料は、測定しようとする排水又は特定地下浸透水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取することとする。

八 測定の結果は、様式第八による水質測定記録表により記録すること。ただし、計量法（平成四年法律第五十一号）第七七条の登録を受けた者から様式第八の採水者、分析者及び測定項目の欄に記載すべき事項について証明する旨を記載した同法第百十條の二の証明書の交付を受けた場合（同法第七七条ただし書に定める者から当該証明書に相当する書面の交付を受けた場合を含む。）にあつては、当該事項の水質測定記録表への記載を省略することができる。

九 前号の測定の結果の記録は、当該測定に伴い作成したチャートその他の資料又は前号ただし書に定める証明書（計量法第七七条ただし書に定める者から交付を受けた当該証明書に相当する書面を含む。）とともに三年間保存すること。

第十条の二 法第十四条第二項の規定による排水の汚濁負荷量の測定及びその結果の記録は、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量については次の各号に定めるところにより行うものとする。

一 汚濁負荷量の測定は、環境大臣の定めるところにより、特定排水の化学的酸素要求

的確に把握できる地点において、その状況を継続的に測定することにより行うものとする。

2 法第十五条第二項の規定により都道府県知事が行う結果の報告は、毎年度、前項の規定による常時監視の結果を取りまとめ、環境大臣の定める日までに、環境大臣に提出することにより行うものとする。

(環境大臣が行う常時監視)

第九條の六 法第十五条第三項の規定により環境大臣が行う常時監視は、放射性物質の濃度を測定することにより行うものとする。

2 法第十五条第三項の環境省令で定める放射性物質は、公共用水域の水中及び地下水中の放射性物質とする。

(結果の公表)

第九條の七 法第十七条第一項の規定により都道府県知事が行う公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 法第十七条第二項の規定により環境大臣が行う放射性物質による公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(緊急時の措置)

第十條 法第十八条の規定による命令は、とるべき措置の内容その他必要な事項を記載した文書により行なうものとする。

(立入検査の身分証明書)

第十一條 法第二十二條第四項の証明書の様式は、様式第十一のとおりとする。ただし、環境省の職員が立入検査をするときに携帯すべき証明書については、この限りでない。

(権限の委任)

第十二條 法第二十二條第一項及び第二項並びに第二十四條第一項に規定する環境大臣の権限は、地方環境事務所長に委任する。ただし、法第二十二條第一項及び第二項に規定する権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

(指定都市の長等の通知すべき事項)

第十三條 法第二十八條第二項の環境省令で定める事項は、次に掲げる事項のうち、指定地域内の特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場に係るものとする。

一 法第五条、第六条、第七条、第十条、第十三条第三項及び第十四条第三項の規定による届出の内容

二 法第二十三條第二項の規定による通知の内容

附則 この命令は、法の施行の日(昭和四十六年六月二十四日)から施行する。

附則(昭和四十六年七月一日総理府令第四一〇号) この府令は、公布の日から施行する。

附則(昭和四十九年一月一九日総理府令第六九〇号) この府令は、昭和四十九年十二月一日から施行する。

附則(昭和五一年一月三〇日総理府令第二〇号) この府令は、公布の日から施行する。

附則(昭和五四年五月一五日総理府令第三〇号) この府令は、瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(昭和五十四年六月十二日)から施行する。

2 改正法附則第三条第一項及び瀬戸内海環境保全臨時措置法施行令及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令附則第三条の規定による届出は、改正後の水質汚濁防止法施行規則様式第二又は様式第二の二の例による届出書によつてしなければならない。

3 改正後の水質汚濁防止法施行規則第三条第三項の規定は、前項の届出書の記載について準用する。

4 附則第二項の届出書を受理した改正法による改正後の瀬戸内海環境保全特別措置法第二十二條第一項及び改正法による改正後の水質汚濁防止法第二十八條第一項の政令で定める市の長は、当該届出書の内容を府県知事に通知しなければならない。

附則(昭和六〇年五月二七日総理府令第二九〇号) この府令は、昭和六十年七月十五日から施行する。

附則(昭和六一年一月二〇日総理府令第六七〇号) この府令は、公布の日から施行する。

1 この府令は、公布の日から施行する。

2 この府令による改正後の水質汚濁防止法施行規則第一条の五第二項の規定によりQjの都道府県知事が定める日が定められるまでの間における同項の規定の適用については、同項中「Q

j 都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量(当該都道府県知事が定める日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排水の量)は「Qj」とし、「Qi」都道府県知事が定める日からQjの都道府県知事が定める日の前日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量(当該都道府県知事が定める日から当該Qjの都道府県知事が定める日の前日までの間に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排水の量)は「Qi」都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量(当該都道府県知事が定める日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排水の量)とする。

附則(平成元年八月二日総理府令第四七〇号) この府令は、平成元年十月一日から施行する。

2 水質汚濁防止法の一部を改正する法律附則第二條第一項の規定による届出は、改正後の水質汚濁防止法施行規則様式第二の二の例による届出書によつてなければならない。

3 改正後の水質汚濁防止法施行規則第三条第五項の規定は、前項の届出書の記載について準用する。

附則(平成二年九月二〇日総理府令第四五〇号) この総理府令は、平成二年九月二十二日から施行する。

附則(平成五年八月二七日総理府令第三九〇号) この府令は、平成五年十月一日から施行する。

附則(平成五年一月〇月二九日総理府令第四九〇号) この府令は、平成六年四月一日から施行する。

附則(平成八年三月二九日総理府令第七〇号) この府令は、公布の日から施行する。

1 この府令は、公布の日から施行する。

2 (様式に関する経過措置) この府令による改正後の大気汚染防止法施行規則様式第四及び様式第六、水質汚濁防止法施

行規則様式第五、騒音規制法施行規則様式第六、振動規制法施行規則様式第六、湖沼水質保全特別措置法施行規則様式第四並びに特定水道利水障害の防止のための水道水源地域の水質の保全に関する特別措置法施行規則様式第八による届出書は、当分の間、なお従前の様式によることができる。

(罰則に関する経過措置) この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成八年七月五日総理府令第三八〇号) この府令は、水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成八年法律第五十八号)の施行の日(平成九年四月一日)から施行する。

附則(平成一〇年三月三一日総理府令第一〇号) この府令は、平成十年十月一日から施行する。

2 この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式第一から様式第三までの様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附則(平成一一年三月三一日総理府令第二六〇号) この府令は、平成十一年十月一日から施行する。

1 この府令は、平成十一年十月一日から施行する。

2 この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附則(平成一二年二月八日総理府令第七〇号) 抄

第一条 この府令は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中水質汚濁防止法施行規則様式第一の改正規定、第六條中悪臭防止法施行規則目次の改正規定、第七條中瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則様式第一及び様式第二の改正規定、第九條中湖沼水質保全特別措置法施行規則第三条及び第十一条の改正規定並びに第十一条中特定水道利水障害の防止のための水道水源地域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第八條及び第十五條の改正規定

公布の日

(水質汚濁防止法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この府令の施行の際現にある第三条の規定による改正前の水質汚濁防止法施行規則様式第一の別紙三及び別紙四による用紙については、当分の間、これを使用することができ、

附則 (平成二二年八月一四日総理府令 第九四号) 抄

1 この府令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附則 (平成一三年六月一三日環境省令 第二〇号)

この省令は、平成十三年七月一日から施行する。

附則 (平成一三年一月二八日環境省令 第三七号)

この省令は、平成十三年十二月一日から施行する。

附則 (平成一七年九月二〇日環境省令 第二〇号)

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附則 (平成一七年九月二〇日環境省令 第二〇号)

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附則 (平成一三年一月二八日環境省令 第三七号)

この省令は、平成十三年十二月一日から施行する。

附則 (平成一三年六月一三日環境省令 第二〇号)

この省令は、平成十三年七月一日から施行する。

附則 (平成二二年八月一四日総理府令 第九四号) 抄

この府令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附則 (平成一三年六月一三日環境省令 第二〇号)

この省令は、平成十三年七月一日から施行する。

の手続がされていないものとみなして、当該法の規定を適用する。

罰則に関する経過措置

第三条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成一九年四月二〇日環境省令 第一一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

経過措置

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則 (平成二三年三月一六日環境省令 第三号)

この省令は、平成二十三年三月一六日から施行する。

経過措置

第一条 この省令は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成二十二年法律第三十一号)の施行の日(平成二十三年四月一日)から施行する。

第二条 この省令の施行前に交付されたこの省令による改正前の大気汚染防止法施行規則様式第八による証明書及びこの省令による改正前の水質汚濁防止法施行規則様式第十一による証明書は、その有効期間内においては、この省令による改正後の大気汚染防止法施行規則及びこの省令による改正後の水質汚濁防止法施行規則による証明書とみなす。

附則 (平成二三年一〇月二八日環境省令 第二八号) 抄

この省令は、平成二十三年十一月一日から施行する。

経過措置

第一条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二四年三月二七日環境省令 第三号)

この省令は、平成二十四年六月一日から施行する。

経過措置

第二条 この省令の施行の際現に設置されている有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設(設置の工事がされているものを含む。)のうちこの省令による改正後の水質汚濁防止法施行規則(以下「新規則」という。)第八条の二から第八條の七までの規定に適合しない部分がある場合には、当該施設のうち基準に適合しない部分については、新規則第八條の二から第八條の七までの規定は、附則第三条第一項、第四條第一項、第五條第一項、第六條第一項に定める基準に適合する場合を除き、平成二十七年五月三十一日まで適用しない。

第三条 施設本体(この省令の施行の際現に存するものに限る。)が設置されている床面及び周囲のうち新規則第八條の三に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該床面及び周囲が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。

一 次のいずれにも適合すること。

イ 施設本体が床面に接して設置され、かつ、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が新規則第八條の三第一号イの基準に適合しない場合であつて、施設本体の下部以外の床面及び周囲について新規則第八條の三に規定する基準に適合すること。

ロ 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、漏えい等を検知するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること。

二 施設本体が、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるよう床面から離して設置され、かつ、施設本体の下部の床面が新規則第八條の三第一号イの基準に適合しない場合であつて、施設本体の下部以外の床面及び周囲について新規則第八條の三に規定する基準に適合すること。

前項の場合において、水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十一号)による改正後の水質汚濁防止法(以下「新法」という。)第十四條第五項の規定による点検は、新規別表第一の一の項から三の項までの規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。

有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
一 施設本体が床面に接して設置され、かつ、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が新規則第八條の三第一号イの基準に適合しない場合であつて、施設本体の下部以外の床面及び周囲について新規則第八條の三に規定する基準に適合すること。	施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること。	施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること。	施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること。
二 施設本体が、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるよう床面から離して設置され、かつ、施設本体の下部の床面が新規則第八條の三第一号イの基準に適合しない場合であつて、施設本体の下部以外の床面及び周囲について新規則第八條の三に規定する基準に適合すること。	施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること。	施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること。	施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること。

有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること。	施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること。	施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること。	施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること。
施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること。	施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること。	施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること。	施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること。

第四条 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続している配管等(この省令の施行の際現に存するものに限る。)のうち新規則第八條の四に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該配管等が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。

一 配管等を地上に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるよ

うに設置されていること。

二 配管等を地下に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、次のいずれかに適合すること。

イ トレンチの中に設置されていること。

ロ 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するための装置又は配管等における

る有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の措置が講じられていること。

ハ イ又は口と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

2 前項の場合において、新法第十四条第五項の規定による点検は、新規別表第一の四の項から六の項までの規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、前項第二号ハに適合する場合は、講じられた措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。

有害物質使用特定施設点検を行う事点検の回数	若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備	一 配管等（地上に設置されている場合に限り） 配管等の亀裂、六月に一回以上 異常の有無	二 配管等（地下に設置されている場合に限り） 配管等の亀裂、六月に一回以上 損傷その他の他の回以上 異常の有無	三 配管等（地下に設置されている場合に限り） 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無
-----------------------	----------------------------	---	--	--

点検を行う場合には、三月）に一回以上

第五条 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続している排水溝等（この省令の施行の際現に存するものに限る。）のうち新規別表第八の五に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該排水溝等が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。

一 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の措置が講じられていること。

二 前号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

2 前項の場合において、新法第十四条第五項の規定による点検は、新規別表第一の七の項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、前項第二号に適合する場合は、講じられた措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。

有害物質使用特定施設点検の回数	若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無
-----------------	----------------------------	--------------------------	---------------------------

合にあつては、三月）に一回以上

第六条 地下貯蔵施設（この省令の施行の際現に存するものに限る。）のうち新規別表第八の六に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該地下貯蔵施設が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。

一 次のいずれにも適合すること。

イ 新規別表第八の六第一号ハに適合すること。

ロ 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。

二 次のいずれにも適合すること。

イ 新規別表第八の六第一号ハに適合すること。

ロ 有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われていること。

三 前二号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

2 前項の場合において、新法第十四条第五項の規定による点検は、新規別表第一の八の項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、前項第三号に適合する場合は、講じられた措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。

有害物質使用特定施設点検の回数	若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備	地下貯蔵施設地下貯蔵施設一月（有害物質の濃度の測定により） 有害物質を含む水の地下への浸透の有無
-----------------	----------------------------	---

二 地下貯蔵施設地下貯蔵施設一年に一回以上。設（前項第二号設の内部のただし、地下貯蔵に適合するもの気体の圧力施設の内部の気体及び前項第三号若しくは水の圧力又は水の水位の変動の変動の確認（第二号と同等の確認又外の方法による）以上の効果を有はこれと同等貯蔵施設からの措置が講じ等以上の方有害物質を含む水られているもの法によるの漏えい等の有無に限る。）に限る。地下貯蔵施設点検を行う場合からの有害物質を含む水の漏えい回数に適切等を行うこととする。

第七条 附則第三条から第六条までの規定は、この省令の施行の日以降に新法第六條第一項の規定による届出がされた有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について準用する。

第八条 附則第二条に規定する施設のうち新規別表第八の三から第八の六までの基準並びに附則第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六條第一項の基準に適合しないものに係る新法第十四条第五項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の点検については、この省令の施行の日から平成二十七年五月三十一日までの間は、新規別表第一の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。

有害物質点検を行う事項点検の回数	有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備	施設床面のひび割れ、被覆の損傷
------------------	------------------------	-----------------

- する場合は、それを記入すること。
- 4. 上記記載については、記載によることとし、かつ、できる限り、記載、変更を併用すること。
- 5. 当該記載は、記載によること。
- 6. 特許法が特許権の存続条件及び権利について規定する事項については、特許権の存続条件及び権利の存続期間について記載すること。
- 7. 変更後の権利には、変更のある部分については、変更後及び変更前の内容が記載されること。
- 8. 当該権利が特許権の存続条件は、当該権利が存続している権利を、日本国特許権 A とすること。

別紙1 特許権の譲渡

三権立法委員権に於ける特許権			
特許権譲渡番号及び名称			
譲渡者			
譲受人			
譲渡年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
工業所有権存続年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
特許期間存続年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
その他特許とならざる事項			

- 備考1. 特許権譲渡は、当該特許権譲渡及びこれに関連する主要権利又は主要権利の譲渡を記載すること。
- 2. その他特許となるべき事項の譲渡は、当該特許権譲渡特許権譲渡年月日の特許に当該特許権譲渡の特許の譲渡を記載すること。

別紙1の2 特許権の譲渡

三権立法委員権に於ける特許権			
特許権譲渡番号及び名称			
譲渡者			
譲受人			
譲渡年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
工業所有権存続年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
特許期間存続年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
その他特許とならざる事項			

- 備考1. 本特許権譲渡特許権譲渡に該当しない場合は、本特許権譲渡することを書明すこと。
- 2. 特許権譲渡は、当該特許権譲渡の特許権を記載すること。

別紙2 特許権の譲渡の方法

三権立法委員権に於ける特許権			
特許権譲渡番号及び名称			
譲渡者			
譲受人			
譲渡年月日			
工業所有権存続年月日			
特許期間存続年月日			
その他特許とならざる事項			
譲渡者・譲受人の通称	通 称	通 称	通 称
譲渡者・譲受人の住所	通 称	通 称	通 称
譲渡者・譲受人の国籍	通 称	通 称	通 称
譲渡者・譲受人の職業	通 称	通 称	通 称
譲渡者・譲受人の年齢	通 称	通 称	通 称
譲渡者・譲受人の性別	通 称	通 称	通 称
譲渡者・譲受人の婚姻状況	通 称	通 称	通 称
譲渡者・譲受人の収入	通 称	通 称	通 称
譲渡者・譲受人の資産	通 称	通 称	通 称
譲渡者・譲受人の負債	通 称	通 称	通 称
譲渡者・譲受人のその他事項	通 称	通 称	通 称

- 備考1. 特許権譲渡特許権譲渡に該当しない場合は、本特許権譲渡することを書明すこと。
- 2. 特許権譲渡は、当該特許権譲渡の特許権を記載すること。

別紙6 用木及び用木の系統

用木及び用木の系統	用木及び用木の系統			
	種	属	用木	用木の系統 (G/L/ID)
用木及び用木の系統				

別紙7 有害物質使用禁止品類の調査

有害物質使用禁止品類の調査	
工機製造業種コード 2桁の数字	
製造業種番号及び名称	
種	
属	
式	
寸法	
力	
部	
材	
質	
製造年月日	年月日 年月日
工事完了年月日	年月日 年月日
工事開始年月日	年月日 年月日
使用開始年月日	年月日 年月日
本工機番号(1桁) 0-9	

備考 記号の欄には、当該有害物質使用禁止品類及びこれに関連する有害物質
の名称を記載してください。

別紙8 有害物質使用禁止品類の使用状況

有害物質使用禁止品類の使用状況	
工機製造業種コード 2桁の数字	
製造業種番号及び名称	
種	
属	
式	
寸法	
力	
部	
材	
質	
製造年月日	年月日 年月日
工事完了年月日	年月日 年月日
工事開始年月日	年月日 年月日
使用開始年月日	年月日 年月日
本工機番号(1桁) 0-9	

有害物質使用禁止品類の使用状況	種	属	式	寸法	力	部	材	質

有害物質使用禁止品類の使用状況	種	属	式	寸法	力	部	材	質

備考 有害物質の使用状況は、有害物質による作業内容について記載してください。

別紙9 作業書の結果の手法

作業書の結果の手法	
工機製造業種コード 2桁の数字	
製造業種番号及び名称	
製造年月日	年月日 年月日
工事完了年月日	年月日 年月日
工事開始年月日	年月日 年月日
使用開始年月日	年月日 年月日
種	
属	
式	
寸法	
力	
部	
材	
質	
製造年月日	年月日 年月日
工事完了年月日	年月日 年月日
工事開始年月日	年月日 年月日
使用開始年月日	年月日 年月日
本工機番号(1桁) 0-9	

作業書の結果の手法	種	属	式	寸法	力	部	材	質

作業書の結果の手法	種	属	式	寸法	力	部	材	質

備考 有害物質の使用状況は、有害物質による作業内容について記載してください。

様式第8 (第9条関係) (平成29年4月1日現在)

作業実況記録簿 (地下埋設物調査の作業記録)

調査項目 (区画番号)	調査 区画 番号	調査 開始 時刻	調査 終了 時刻	埋設物の種類		調査 結果	備考
				種類	長さ		

備考 1 調査の年月日と区画の番号は必ず記載する。調査結果は、調査結果にこれを
 記すこと。
 2 埋設物の種類は、埋設物の種類に該当するものを選択し、記すこと。

様式第9 (第9条の2関係) (平成29年4月1日現在)

作業実況調査記録簿

調査項目 (区画番号)	調査 区画 番号	調査 開始 時刻	調査 終了 時刻	埋設物の種類		調査 結果	備考
				種類	長さ		

備考 1 調査の年月日と区画の番号は必ず記載する。調査結果は、調査結果にこれを
 記すこと。
 2 埋設物の種類は、埋設物の種類に該当するものを選択し、記すこと。
 3 作業実況の調査結果は、調査結果にこれを記すこと。

様式第10 (第9条の2関係) (平成29年4月1日現在)

作業実況調査記録簿

年月日

調査項目
(区画番号)

調査結果
氏名又は住所及び特許権者の氏名
又はその代理者の氏名

本調査の実施は、調査の開始により、作業実況の調査結果について、
 次のとおり行われます。

区画又は事業体の名称	作業番号
区画又は事業体の所在地	作業番号
区画又は事業体の所在地	作業番号

備考 1 区画の名称については、記載は必ずとし、かつ、でき次第、区
 画、事業体記号を記すこと。
 2 区画の所在地は、記載は必ずとし、かつ、でき次第、区
 画、事業体記号を記すこと。
 3 区画又は事業体の所在地は、区画、事業体記号を記すこと。
 4 区画又は事業体の所在地は、区画、事業体記号を記すこと。

様式第10の2 (第9条の2の4関係)

地下埋設物調査

年月日

調査項目
(区画番号)

調査結果
氏名又は住所及び特許権者の氏名
又はその代理者の氏名

本調査の実施は、調査の開始により、調査結果について、
 次のとおり行われます。

1. 地下埋設物の調査結果は、調査結果にこれを記すこと。
 2. 地下埋設物の調査結果は、調査結果にこれを記すこと。
 3. 地下埋設物の調査結果は、調査結果にこれを記すこと。
 4. 地下埋設物の調査結果は、調査結果にこれを記すこと。
 5. 地下埋設物の調査結果は、調査結果にこれを記すこと。

